

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月26日掲載)

No.58	「生活保護制度」の概要を述べよ。																													
解答	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 566 491 600">項目</th> <th data-bbox="499 566 1337 600">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 611 491 790">(1)目的</td> <td data-bbox="499 611 1337 790"> <p>■憲法第25条第1項は、日本国民の生存権を保障している。この条項に規定する理念に基づき、生活保護法による「生活保護制度」は、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 801 491 1025">(2)生活保護の基本原則・原則</td> <td data-bbox="499 801 1337 1025"> <p>■生活保護の基本原則 ①国家責任、②無差別平等の原理、③最低生活の原理、④保護の補足性の原理</p> <p>■生活保護の原則 ①申請保護の原則、②基準および程度の原理、③必要即応の原則、④世帯単位 の原則</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1037 491 1227">(3)対象者</td> <td data-bbox="499 1037 1337 1227"> <p>■資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としている。</p> <p>※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になり、扶養義務者による不要などは、保護に優先される。</p> <p>■困窮に至った理由は問わない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1238 491 1910">(4)保護の内容</td> <td data-bbox="499 1238 1337 1910"> <p>■保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助、から構成されている。</p> <p>※ 医療扶助および介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。</p> <p>■各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。</p> <p>■扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;2008年度の生活扶助の例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="507 1619 1313 1865"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)</td> <td>167,170円</td> <td>130,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)</td> <td>121,940円</td> <td>94,500円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>166,160円</td> <td>132,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1921 491 2002">(5)保護の実施機関</td> <td colspan="2" data-bbox="499 1921 1337 2002"> <p>・都道府県知事および市町村長により設置される福祉事務所の長である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	概要	(1)目的	<p>■憲法第25条第1項は、日本国民の生存権を保障している。この条項に規定する理念に基づき、生活保護法による「生活保護制度」は、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。</p>	(2)生活保護の基本原則・原則	<p>■生活保護の基本原則 ①国家責任、②無差別平等の原理、③最低生活の原理、④保護の補足性の原理</p> <p>■生活保護の原則 ①申請保護の原則、②基準および程度の原理、③必要即応の原則、④世帯単位 の原則</p>	(3)対象者	<p>■資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としている。</p> <p>※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になり、扶養義務者による不要などは、保護に優先される。</p> <p>■困窮に至った理由は問わない。</p>	(4)保護の内容	<p>■保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助、から構成されている。</p> <p>※ 医療扶助および介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。</p> <p>■各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。</p> <p>■扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;2008年度の生活扶助の例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="507 1619 1313 1865"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)</td> <td>167,170円</td> <td>130,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)</td> <td>121,940円</td> <td>94,500円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>166,160円</td> <td>132,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。</p>	区分	東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円	高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円	高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円	(5)保護の実施機関	<p>・都道府県知事および市町村長により設置される福祉事務所の長である。</p>	
	項目	概要																												
	(1)目的	<p>■憲法第25条第1項は、日本国民の生存権を保障している。この条項に規定する理念に基づき、生活保護法による「生活保護制度」は、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。</p>																												
	(2)生活保護の基本原則・原則	<p>■生活保護の基本原則 ①国家責任、②無差別平等の原理、③最低生活の原理、④保護の補足性の原理</p> <p>■生活保護の原則 ①申請保護の原則、②基準および程度の原理、③必要即応の原則、④世帯単位 の原則</p>																												
	(3)対象者	<p>■資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としている。</p> <p>※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になり、扶養義務者による不要などは、保護に優先される。</p> <p>■困窮に至った理由は問わない。</p>																												
(4)保護の内容	<p>■保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助、から構成されている。</p> <p>※ 医療扶助および介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。</p> <p>■各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。</p> <p>■扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;2008年度の生活扶助の例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="507 1619 1313 1865"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)</td> <td>167,170円</td> <td>130,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)</td> <td>121,940円</td> <td>94,500円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>166,160円</td> <td>132,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。</p>	区分	東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円	高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円	高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円														
区分	東京都区部等	地方郡部等																												
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円																												
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円																												
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円																												
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円																												
(5)保護の実施機関	<p>・都道府県知事および市町村長により設置される福祉事務所の長である。</p>																													

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	(6)保護受給に至る手続	<p>① 申請による場合</p> <p>事前の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度の説明</li> <li>生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用可否の検討</li> </ul> <p>保護の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金、保険、不動産等の資産調査</li> <li>扶養義務者による扶養可否の調査</li> <li>年金等の社会保障給付、就労収入等の調査</li> <li>就労の可能性の調査</li> </ul> <p>保護費の支給</p> <p>医療機関への入院、保護施設等への入所</p> <p>② 職権による場合</p> <p>行き倒れ等</p> <p>急迫保護(職権保護)</p> <p>医療機関への入院、保護施設等への入所</p> <p>事後の要否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金、保険、不動産等の資産調査</li> <li>扶養義務者による扶養可否の調査</li> <li>年金等の社会保障給付、就労収入等の調査</li> </ul>
	(7)保護の要否の判定と支給される保護費	<p>■厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護が適用される。</p> <p>■最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給される。</p> <p>※ 収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、こうつう事故の補償等が認定される。</p> <p style="text-align: center;"><b>支給される保護費＝最低生活費－収入</b></p> <p style="text-align: center;">(最低生活費≤収入の場合には、保護が適用されない)</p> <p>■収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。</p>
	(8)保護適用後の調査および指導	<p>■世帯の実態の応じ、年2～12回の訪問調査を行う。</p> <p>■収入・資産等の届出を義務づけ、定期的に課税台帳との照合を実施する。</p> <p>■就労の可能性のある者への就労指導を行う。</p>
	(9)不服申立てと訴訟	<p>■生活保護の実施機関によって行われた保護の決定やその内容、停止・廃止等の処分について不服があるときは、都道府県知事に対して審査請求を行うことができる。さらに、その採決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができる。また、保護の実施機関が行った処分についての取り消しの訴え(訴訟)を提起することもできる(ただし、再審査請求前置主義の規定がある)。</p>

(注)「問題 16 2008 年度の年金額を示せ。」「問題 22 生活保護制度における生活扶助基準算定方式の変遷を述べよ。」「問題 23 生活保護制度における生活扶助基準額および保護の実施機関と費用負担を示せ。」「問題 73 生活保護と公的年金の違いについて述べよ。」「問題 97 生活保護制度における医療扶助について述べよ。」を参照のこと。を参照のこと。